

(協同組織金融機関)

・ 社債の発行	32
・ 出資による配当の導入	33
・ 自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	34
・ 普通出資の消却	35
・ 卒業生金融制度の見直し	36
・ 信金中央金庫の代理貸付にかかる債務保証についての大口信用供与 規制の緩和	37
・ 信用金庫連合会の債務保証等にかかる取引先等の制限の緩和	38
・ 信用金庫法に基づく業務内容方法書の廃止	39
・ 法人会員資格の引上げ	40
・ 会員の法定脱退事由の拡大	41
・ 業務報告書の総(代)会の承認制の廃止	42
・ 会員及び債権者の理事会議事録閲覧謄写請求権の制限	43
・ 定款への従たる事務所の記載の廃止	44
・ 協同組織金融機関の発行する優先出資に係る単位未満優先出資制度の 創設	45
・ 協同組織金融機関の優先出資の発行価額の決定方法	46
・ 新優先出資予約権の発行	47
・ 協同組織金融機関の発行する優先出資に係る実質優先出資者通知	48
・ 業務方法書の廃止	49
・ 業務取扱い時間変更届出の簡素化	50
・ 定款変更の届出制への移行	51
・ 一般職員の兼業・兼職制限の廃止	52
・ 特定社債の引受けにかかる債務保証についての大口信用供与 規制の緩和	53

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	社債の発行		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化に対応した資金調達手段の多様化を可能とするとともに、自己資本の充実策として社債（劣後債）の発行を認める。 ・社債の発行は、信用金庫の協同組織性を阻害するものではなく、資金供給力をさらに高めるものである。 		
関係法令	信用金庫法上定めがない	共管	なし
制度の概要	・普通銀行、保険会社、ノンバンクにおいても社債の発行が認められている。		
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 2(3)イ a】 信用金庫等の債券発行 資金調達手段の多様化を図ることにより経営基盤を強め経営効率を高める観点から、信用金庫等協同組織金融機関の債券発行が適切に実施できるよう必要な法的措置を講ずることについて、検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定 [措置済 措置予定]	検討中 [措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]	措置困難 その他
(説明) 信用金庫等が株式会社と同様、債券を発行することについては、信用金庫等の持つ協同組織金融機関としての特性などを踏まえつつ、協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義や在り方についての今日的な観点からの検討を踏まえ、今後検討する。 なお、自己資本充実策に効果がある優先出資証券の発行が行えるよう法改正を行った（12年6月30日施行）ところであり、その定着状況も見極める必要がある。			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	出資による配当の導入			
意見・要望等の内容	・信用金庫法第 55 条の 2 に商法第 293 条ノ 2(利益の資本組入れ)の準用を加えて、総(代)会の決議で出資による配当を可能とする。			
関係法令	信用金庫法第 55 条の 2	共管	なし	
制度の概要	・信用金庫における剰余金の配当は金銭に限定されている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>信用金庫は株式会社形態の銀行とは異なる協同組織金融機関であり、信用金庫の剰余金の配当は、株式会社の「利益の配当」のように利益を得てこれを社員に分配することを目的とするものではない。</p> <p>従って、信用金庫における出資による配当については、信用金庫が営利を目的としない協同組織であることや出資証券の流通性・換金性の問題等の見地から、その導入は困難である。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ			
意見・要望等の内容	・金融検査マニュアルの償却・引当基準が厳正化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加していることから、自己資本算出上の参入割合を国際統一基準と同レベル(1.25%)迄、緩和する。			
関係法令	平成 5.3.31 付 大蔵省告示第 62 号 「信金法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 に基づき自己資本比率の基準を定める件」	共管	なし	
制度の概要	・貸倒引当金は自己資本比率の算出上、分子に参入できる割合は分母の 0.625% が限度とされている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>自己資本比率は、国際統一基準は 8%、国内基準は 4% とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様に、国内基準は国際統一基準の 1/2 の 0.625% とされているものであり、こうした制度の導入の趣旨を踏まえれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準並みに引き上げることは困難。</p>			
担当局課室名	監督局総務課			

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	普通出資の消却		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商法第212条の趣旨を準用し、出資金が消却できるようにする。 ・財務体質の強化、資本効率の向上等の観点から、限定的ながら出資の減少を政策的に選択できるようにする。 		
関係法令	信用金庫法第16条、第21条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の脱退（自由脱退）に際し、当該会員の持分を譲り受ける者がいない場合、金庫は出資総口数の100分の5に相当する持分を限度に一時的にその持分を譲り受けることができる。 		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 [措置済 措置予定] (実施(予定)時期：)	検討中 [措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]	措置困難 その他
(説明)	<p>信用金庫における剰余金による出資の消却の導入については、信用金庫の資本の安定性の観点や、債権者保護、協同組織性に反しないか等の問題があり措置困難である。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	卒業生金融制度の見直し		
意見・要望等の内容	・昭和43年6月1日付 大蔵省告示第71号において、会員であった者が脱退し金庫との取引を望む場合には、卒業生として総貸出の100分の20に相当する金額の範囲内で運用できるよう所要の措置を講ずる		
関係法令	信用金庫法施行令第8条 昭和43年6月1日 大蔵省告示第71号	共管	なし
制度の概要	・卒業生金融の取扱いは、次のとおりとなっている 会員であった期間が3年以上5年未満 脱退の時から5年間 会員であった期間が5年以上 脱退の時から10年間		
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 2(3)イ b】 信用金庫の卒業生金融制度の見直し 信用金庫の協同組織性を損なわない範囲で認められている員外貸出しの枠内で、企業規模の拡大に伴い信用金庫の会員資格を失ういわゆる「信用金庫の卒業生」に対する貸出しを恒久的に認めることについて検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>信用金庫は中小企業者を会員とする協同組織金融機関であり、卒業生金融については、会員が会員資格の範囲を超えて成長した場合に期限を定めて例外的に認めているものである。</p> <p>従って、大企業向け融資を恒久的に行うこととなる卒業生金融の期間撤廃については、信用金庫の協同組織性の観点等を踏まえ、協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義や在り方についての今日的な観点からの検討を踏まえ、今後検討する。</p> <p>なお、卒業生金融については、平成10年12月に緩和したところである。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	信金中央金庫の代理貸付にかかる債務保証についての大口信用供与規制の緩和		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信金中央金庫の代理貸付にかかる債務保証を国民生活金融公庫等の公的金融機関の代理貸付にかかる債務保証と同様に、大口信用供与規制の対象外とする。 		
関係法令	信用金庫法施行規則第 16 条の 2	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信金中央金庫代理貸付にかかる債務保証については、信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 13 条により大口信用供与規制の対象となっている。 ・ なお、国民生活金融公庫等の公的金融機関の代理貸付にかかる保証については、信用金庫法施行令第 11 条により大口信用供与規制の対象額から控除されている。 		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>公的機関（国民生活金融公庫等）の代理貸付に係る債務保証については、大口信用供与規制の対象外とされているが、これは、当該機関が中小企業金融の円滑化等に係る国の施策の一翼を担っている一方で、その予算を国会で議決又は承認を得る必要があるなど、その資産運用について厳格な手続を要することとされているものである。</p> <p>従って、民間の金融機関である信金中央金庫の代理貸付に係る債務保証とは同列に扱うことはできない。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	信用金庫連合会の債務保証等にかかる取引先等の制限の緩和		
意見・要望等の内容	・信用金庫連合会の債務保証等は、貸付業務と同じ与信業務又はそれに準ずる業務であるので、取引先等に関する制限を緩和し、資金の貸付けをすることができる者を対象に含める。		
関係法令	信用金庫法第 54 条 信用金庫法施行規則第 10 条	共管	なし
制度の概要	・信用金庫連合会の債務の保証又は手形の引受けについては、取引先等の制限が設けられており、資金の貸付をすることができる者のすべてがその対象とはされていない。		
計画等における規制の状況	規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2(3)イ e】 信用金庫連合会の債務保証等に係る取引先の制限緩和 信用金庫連合会が、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、会員以外の者のためにする債務保証及び手形の引受け並びに会員以外の者に対する有価証券の貸付けを行うことを認めることを検討し、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成 14 年内閣府令）】		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 1 日施行)			
(説明) 信用金庫連合会の付随業務である会員以外の者のためにする債務保証又は手形の引受けについては、資金の貸付けをすることができる者について可能とすることとした。（平成 14 年内閣府令第 17 号、平成 14 年 3 月 28 日公布、平成 14 年 4 月 1 日施行）			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	信用金庫法に基づく業務内容方法書の廃止		
意見・要望等の内容	・証券業務に関する業務内容方法書には、信用金庫法に基づく業務内容方法書と、証券取引法に基づく業務内容方法書の2種類があり、前者の内容は後者の内容に含まれていることから、あえて信用金庫法上の業務内容方法書を独立させて存在させる必要性は乏しいので、これを廃止する。		
関係法令	信用金庫法第53条第11項	共管	なし
制度の概要	・信用金庫が登録等証券業務を行おうとする場合には、業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)	証券業務については、証券業務によるリスクが金融業務に影響することを防止する必要性等から認可にかからしめているところであり、業務内容方法書を定めることにより、その趣旨の達成を図っていることから措置困難である。		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	法人会員資格の引上げ		
意見・要望等の内容	・ 中小企業基本法の改正(資本金基準等の引上げ:1億円から3億円)の趣旨に照らし、法人会員の資本金基準を15億円程度に引き上げる		
関係法令	信用金庫法第10条 信用金庫法施行令第4条	共管	なし
制度の概要	信用金庫の法人会員資格は、常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、資本の額又は出資の総額が政令で定める金額(9億円)を超える事業者を除く		
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画(改定) 【 2(3)イ c】 信用金庫の会員資格の見直し 信用金庫が地域経済において引き続きその役割を發揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	中小企業、個人等を専門分野とする協同組織金融機関の設立の趣旨・目的に照らし、会員資格の資本金基準のあり方について、協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義や在り方についての今日的な観点からの検討を踏まえ、今後検討する。		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	会員の法定脱退事由の拡大		
意見・要望等の内容	・債務者たる会員の行方不明を法定脱退事由に加える。		
関係法令	信用金庫法第 17 条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・信用金庫法上、法定脱退事由は、次のとおりとなっている 会員たる資格の喪失 死亡又は解散 破産 除名 持分の全部の喪失 		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 〔 措置済 〔 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 〔 措置するか否かを含めて検討中 〔 具体的措置の検討中 	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>法定脱退については、法律上の一定の事由が発生すれば、会員の意思に関係なく、法律上当然に脱退することとなっている。</p> <p>債務者たる会員の行方不明を法定脱退事由にすることについては、定款で定める「除名」事由とも関連するが、このような会員は、その権利行使を怠っているにとどまり、信用金庫等の業務運営に支障をきたす行為をしている訳ではない。従って、信用金庫が事務上の余分な負担を若干負うにしても、これを法定の脱退事由にすることは、会員の権利保護等の観点から困難である。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	業務報告書の総(代)会の承認制の廃止			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書については、総(代)会への報告事項とする。 ・商法第 283 条において営業報告書は総会への報告事項とされている。 			
関係法令	信用金庫法第 37 条第 7 項	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・理事は業務報告書を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。 			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>株式会社については商法第 283 条により総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、貸借対照表又はその要旨を公告することとされているが、信用金庫についてはこのような規定がなく、これに代わるものとして、株式会社では義務付けられていない業務報告書等の決算関係書類を通常総会へ提出しその承認を受けることとなっており、業務報告書を総(代)会の承認不要とすることは困難である。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	会員及び債権者の理事会議事録閲覧謄写請求権の制限		
意見・要望等の内容	・信用金庫法第 36 条を改正し、商法第 260 条ノ 4 と同様、会員および金庫の債権者による理事会議事録の閲覧又は謄写を裁判所の許可が必要とする。		
関係法令	信用金庫法第 36 条	共管	なし
制度の概要	・会員および金庫の債権者は何時でも、理事に対し理事会議事録の閲覧又は謄写を求めることができる。		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)	<p>信用金庫は出資者を会員とする協同組織金融機関であり、会員の議事録閲覧権は会員の共益権（経営に参与することを目的とする権利）の一つと解されている。</p> <p>会員は株主と異なり、金庫の事業を利用するために出資が必要であり、また、株式と異なり出資の譲渡には制限が付けられていることから、議事録の閲覧という金庫経営への参与に対する制限は、株主の株式会社に対するものに比べ緩くなっているにもかかわらず措置困難である。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	定款への従たる事務所の記載の廃止		
意見・要望等の内容	・ 商法第 166 条第 1 項第 8 号と同様に主たる事務所のみ記載とする		
関係法令	信用金庫法第 23 条	共管	なし
制度の概要	<p>・ 定款には次の事項を記載しなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業 2. 名称 3. 地区 4. 事務所の名称及び所在地 ... 		
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2(3)イ 】 信用金庫の従たる事務所の定款への記載 協同組織金融機関の従たる事務所の設置等に係る定款変更の認可制については、銀行法第 8 条に係る認可制度の見直しに併せ、所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 117 号)】</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 1 日施行)			
(説明)			
<p>会員資格、地区等と並んで従たる事務所の設置は協同組織の基本的事項であり、協同組織の従たる事務所は会員の利用する施設であり、株式会社の営業拠点という位置づけとは異なり、商法と同様の取扱いとすることについては、その協同組織性から困難であるが、事務所の設置等に係る定款変更の認可制については、銀行法第 8 条に係る認可制の見直しに併せ、届出制とした。(銀行法等の一部を改正する法律、平成 13 年法律第 117 号、平成 13 年 11 月 9 日公布、平成 14 年 4 月 1 日施行)</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	協同組織金融機関の発行する優先出資に係る単位未満優先出資制度の創設		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協同組織金融機関の発行する優先出資に関して、端株制度に準じた単位未満優先出資制度を創設する。 ・協同組織金融機関の発行する優先出資については、単位未満優先出資制度がないため、優先出資の分割を実施するにつき支障を生ずるおそれがある。 		
関係法令	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	共管	財務省 農林水産省 経済産業省 厚生労働省
制度の概要	・協同組織金融機関の優先出資に関する法律において、単位未満優先出資制度が認められていない		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第16条第5項において、商法第220条(1株に満たない端数の処置)を準用することにより端数を処理することとしており、単位未満の端数を生じるような分割は現在でも可能であり、単位未満優先出資制度の必要性は乏しく、措置困難である。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	協同組織金融機関の優先出資の発行価額の決定方法		
意見・要望等の内容	・協同組織金融機関の優先出資の発行価額については、市場価格がある優先出資を公正な価額で発行する場合には、株式会社と同様、発行価額の決定方法を定めれば足りることとするため、商法第 280 条ノ 2 第 5 項及び第 280 条ノ 3ノ 2 を準用する。		
関係法令	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	共管	財務省 農林水産省 経済産業省 厚生労働省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協同組織金融機関の優先出資の発行価額については、その都度主務大臣の認可を受けなければならない ・協同組織金融機関は、払込期日の 2 週間前までに発行価額等を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。 		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>協同組織金融機関の優先出資は、普通出資を補完するものであるという特性を踏まえつつ、協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義や在り方についての今日的な観点からの検討を踏まえ、今後検討する。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	新優先出資予約権の発行		
意見・要望等の内容	・協同組織金融機関の優先出資について、資金調達手段の多様化等の観点から、株式会社が発行する新株予約権に相当する、新優先出資予約権の発行を可能とする。		
関係法令	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	共管	財務省 農林水産省 経済産業省 厚生労働省
制度の概要	・協同組織金融機関の優先出資については、新優先出資予約権の発行ができない。		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>株式会社の新株予約権は、会社の資金調達手段の多様化等の観点から、ストックオプション、転換社債等を一本化したものである。</p> <p>協同組織金融機関の優先出資は、協同組織性の維持に配慮しつつ、普通出資を補完するものとして発行されるものであることから、措置困難である。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	信金協会、信金中金
項目	協同組織金融機関の発行する優先出資に係る実質優先出資者通知		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組織金融機関の発行する優先出資について、事業年度の開始から 6 ヶ月を経過した時点での保管振替機関からの実質優先出資者通知を行う。 ・ 上場会社は、証取法第 24 条の 5 の規定により半期報告書を財務局長に提出しなければならない。当該報告書は、企業内容等の開示に関する内閣府令に定める第 5 号様式に従って作成するものであり、様式の所有者別状況及び大株主の状況について直近の状況を記載することになっている。 ・ 協同組織金融機関が優先出資証券を上場している場合、上場会社と同様に証取法に定める開示規則が適用されるので、保管振替機関からの実質優先出資者通知を受けられるよう株券等の保管及び振替に関する法律を改正する。 		
関係法令	株券等の保管及び振替に関する法律第 39 条	共管	法務省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券等の保管及び振替に関する法律（以下法という。）第 31 条第 1 項第 3 号は、保管振替機関は会社の営業日の日から起算して 6 ヶ月を経過したときにその日の実質株主を通知することとしている。しかし、協同組織金融の発行する優先出資については、法第 39 条第 7 項において法第 31 条第 1 項第 3 号の準用を除外している。 		
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2(3)イ 】</p> <p>協同組織金融機関の発行する優先出資に係る実質優先出資者通知 協同組織金融機関の発行する優先出資について、事業年度の開始から 6 ヶ月を経過した時点での保管振替機関からの実質優先出資者通知を受けられるよう、所要の措置を講ずる。 (第 154 回国会に関連法案提出)</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
	(実施(予定)時期：今通常国会)		
(説明)	<p>今通常国会に提出済の、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」にて措置予定</p>		
担当局課室名	総務企画局 市場課		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	業務方法書の廃止		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務方法書は、監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられている制度である。 ・金融機関に対する監督のあり方が、事後監視型に移行しているなかであって、現状では業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止する。 		
関係法令	信用金庫法第 29 条、第 31 条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・金庫は内閣総理大臣の免許を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。 ・業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。 		
計画等における規制の状況	規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2 (3)イ d】 信用金庫の業務方法書の見直し 信用金庫における業務方法書の在り方について検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>銀行に比し相対的に経営規模が小さく、また、同じ業態内においてその格差が大きい協同組織金融機関にあつて、護送船団的な一律の監督は排除されるべきであるが、経営の自主性を尊重しつつ、個々の協同組織金融機関のリスク管理態勢等経営体力に見合った監督の在り方等の観点から、業務方法書の在り方について、協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義や在り方についての今日的な観点からの検討を踏まえ、今後検討する。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	業務取扱い時間変更届出の簡素化			
意見・要望等の内容	・インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱い時間の変更に弾力的に対応できるようにするため、届出不要、もしくは半期ごとの一括届出の対象とする。			
関係法令	信用金庫法施行規則第 14 条第 1 項第 20 号 信用金庫法施行規則第 14 条第 3 項第 2 号	共管	なし	
制度の概要	・午前 9 時から午後 3 時までの業務取扱い時間が確保されていない場合の業務取扱い時間の変更は事前の届出が必要。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>午前 9 時から午後 3 時までの業務取扱い時間が確保されている業務取扱い時間の延長・短縮は、届出不要となっている。</p> <p>なお、店舗の業務取扱い時間のルールは、利用者利便の観点から金融機関における最低限の業務取扱い時間を確保するとの趣旨から設けられたものであり、最低限の業務取扱い時間が確保されなくなる場合の変更について届出不要もしくは半期ごとの一括届出とすることは困難である。</p>			
担当局課室名	監督局 総務課協同組織金融室 信用金庫第一係			

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	定款変更の届出制への移行		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定款記載事項のうち変更認可を要するもの以外の事項の変更については認可不要とし、届出制とする。 ・定款の変更については、信用金庫法施行規則第4条各号に掲げる場合には認可が不要とされているが、その他については、たとえ軽微な変更であっても認可を受けなければならないことになっている。 		
関係法令	信用金庫法第31条 信用金庫法施行規則第4条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・信用金庫及び信用金庫連合会が定款変更をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。 		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
(実施(予定)時期：平成14年4月1日)			
<p>(説明)</p> <p>定款の変更のうち、認可を要さない事項については、信用金庫法施行規則第4条各号に定めているところである。</p> <p>今般、信用金庫法施行規則第4条を改正（平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布、平成14年4月1日施行）し、事務所の名称や所在地の変更、法令の改正に伴う規定の整理等、軽微な変更について認可を不要としたところである。</p>			
担当局課室名	監督局 総務課協同組織金融室 信用金庫第一係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	一般職員の兼業・兼職制限の廃止		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職員について、兼業及び兼職の制限を廃止する。 ・預金取扱い金融機関のうち一般職員の兼業及び兼職の制限が課せられているのは、金庫だけであるが、金庫についてのみ厳格な規制を課す理由はないため、一般職員の兼業及び兼職の制限を廃止する。 		
関係法令	信用金庫法第33条	共管	なし
制度の概要	<p>・金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人その他の職員は、他の金庫もしくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。</p>		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>兼職兼業規制は、金庫の常務に従事する役(職)員等に対し職務専念義務を課したものであるが、他の協同組織金融機関との整合性等を踏まえつつ、協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義や在り方についての今日的な観点からの検討を踏まえ、今後検討する。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	協同組織金融機関	意見・要望提出者	全国信用金庫協会
項目	特定社債の引受けにかかる債務保証についての大口信用供与規制の緩和		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・信用保証協会がこれまでの貸出金に加え、中小企業者の発行する特定社債の引受けに係る債務の保証制度を開始した。 ・本制度にかかる債務の保証についても中小企業総合事業団により保証保険が付されているので、「同一人に対する信用の供与等」から控除する項目に加える。 		
関係法令	信金法施行規則第 16 条の 2	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・信用保証協会が債務の保証をした貸出金であって、中小企業総合事業団により保証保険が付されているもののうち、当該保険金額の部分の控除が認められている。 ・社債については規定されていない。 		
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定）</p> <p>【 2(3)オ 】</p> <p>特定社債の引受けに係る債務保証についての大口信用供与規制の緩和</p> <p>信用保証協会が引き受ける中小企業者の発行する特定社債の債務保証について、大口信用供与規制の趣旨に留意しつつ、「同一人に対する信用の供与等」から除外することについて検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成 14 年内閣府令）】</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 1 日施行)			
(説明)			
<p>中小企業者の発行する特定社債の引受けに係る債務の保証については、貸出金と同様、信用保証協会の債務の保証相当額（中小企業総合事業団による保険金相当額に限る。）を「同一人に対する信用の供与等」から控除することとした。（平成 14 年内閣府令第 17 号、平成 14 年 3 月 28 日公布、平成 14 年 4 月 1 日施行）</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		